

上士幌町ごみ処理基本計画

(平成24年度～令和4年度)

令和4年3月改訂

上 士 幌 町

町民課 生活環境担当

= 目 次 =

はじめに	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画期間	1
3. 計画の範囲	2
4. 用語の使い方	2
第1章 ごみ処理の現状と課題	3
第1節 ごみの排出状況	3
第1項 総排出量	3
第2項 家庭系ごみ	5
第3項 事業系ごみ	6
第4項 その他の一般廃棄物	6
第2節 減量・資源化対策	7
第1項 家庭系ごみ	7
第2項 事業系ごみ	8
第3節 収集・運搬	9
第1項 家庭系ごみ	9
第2項 事業系ごみ	12
第4節 処理経費	13
第5節 組織	14
第2章 ごみ処理基本計画	15
第1節 ごみ排出量等	15
第1項 ごみ排出量	15
第2項 減量目標	16
第2節 減量・資源化事業の推進	17
第1項 基本姿勢	17
第2項 広報・教育活動	17
第3項 減量・資源化活動の誘導・支援	18
第4項 資源化事業の実施	18
第5項 協議機関、その他	20
第3節 ごみ処理体制の整備拡充	20
第1項 家庭系ごみ	20
第2項 事業系ごみ	21
第3項 国の法整備に伴う対応	21
第4項 抜根等の廃棄物処理	22

第5項 処理困難物、特別管理廃棄物	22
第6項 処理経費の負担	22
第4節 産業廃棄物の処理と町の役割	23
第5節 組織の強化	23
おわりに	24

- 付表
- ・ごみ排出量の推移（昭和60年度～平成22年度）
 - ・家庭系・事業系ごみ排出量の推移（平成13年度～平成22年度）
 - ・ごみ排出量及び経費の推移（平成13年度～平成22年度）
 - ・ごみ排出量の目標（平成24年度～令和4年度）

はじめに

1. 計画策定の趣旨

現代の社会経済システムは、資源・エネルギーの大量使用に依存した、大量生産・大量消費・大量廃棄型の生産と消費のもとに成り立っています。これは、単に廃棄物処理のみの問題だけではなく、オゾン層の破壊や地球温暖化など地球規模の問題となっています。

その原因は、便利さや快適さを求める事業活動や日常活動にあり、それらから生じる環境負荷が大きいことがあげられます。

このような環境問題を解決しようとするれば、人間活動のあり方を見直す必要があるといえます。環境の制約を前提条件にして受け入れ、その制約の中で資源やエネルギーを効率よく利用する努力を行いながら、これまでの生産と消費のパターンを見直し、「循環型社会の形成」を目指さなければなりません。

また、住民一人ひとりの意識面の転換も必要であり、生活の豊かさや社会の成長を経済的側面、社会的側面だけではなく、環境への影響を踏まえて評価していく姿勢を確立していく必要があります。

これらのことを念頭に置き、「上士幌町ごみ処理基本計画」を平成14年に作成し、施策の推進に努めてきました。また、平成17年10月からはごみ処理の有料化を開始し、ごみの減量化や再資源化に取り組んできました。本計画は今以上に清潔で快適な本当の意味での「豊かな生活」を築くために、できる限りごみの排出を抑制し、不要となったものは再利用・再資源化を行う「循環型社会」の構築に向けたまちづくりを一層進めていき、次のことを基本目標とし、施策を推進することを目的として策定するものです。

- ① ごみを出さないライフスタイルの追求
- ② リサイクルシステムの確立
- ③ ごみの適性処理体制の整備

2. 計画期間

この計画の期間は、平成24年度から令和4年度までの11年間とします。ただし、環境や廃棄物をめぐる新たな政策が国から出されることもあり、特に中間目標年度は設けませんが、必要に応じて見直しを行なうものとします。

3. 計画の範囲

この計画は、上士幌町の家庭や事業所などから排出される一般廃棄物を管理するための基本となる計画です。この計画では、一般廃棄物の減量、リサイクル及び収集、運搬、中間処理、最終処分の基本となる事項を定めています。なお、可燃・不燃ごみの中間処理、最終処分については、北十勝2町環境衛生処理組合が平成8年度に策定した「一般廃棄物処理基本計画」（平成8年度～平成25年度）により構成市町村及び個別市町村について策定しています。

4. 用語の使い方

この計画書では、一部に略語、慣用語を使用しています。
使用した略語、慣用語の意味は、次のとおりです。

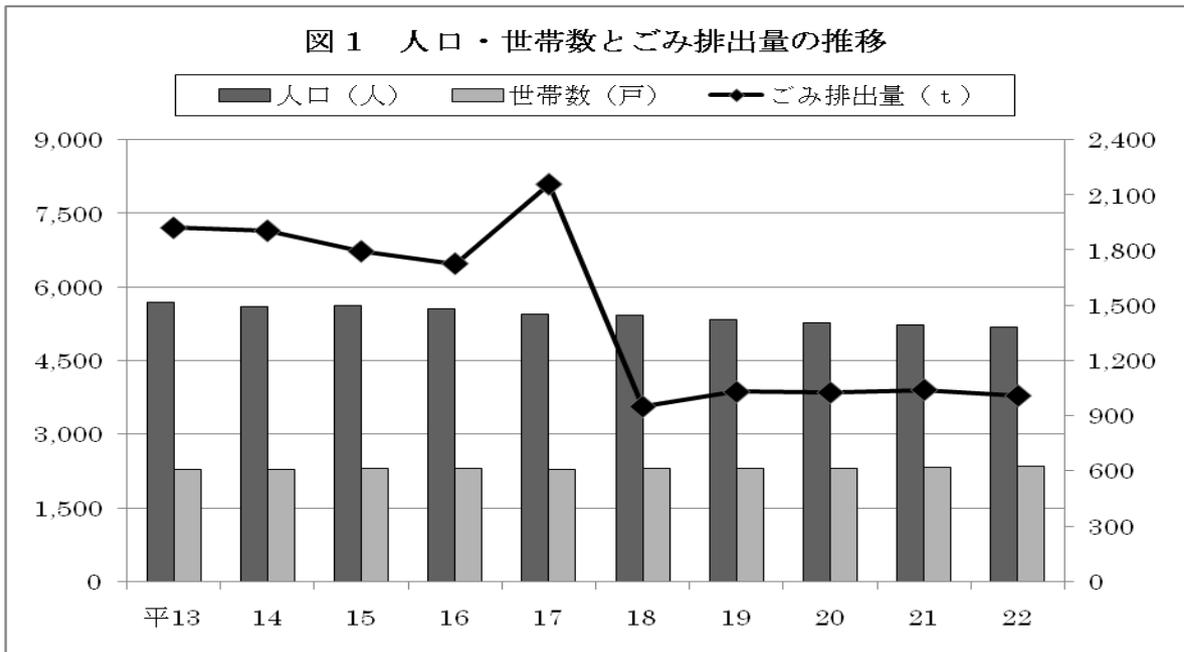
- ごみ** … 特に断りのない限り、一般廃棄物であるごみ。一般廃棄物とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に規定する産業廃棄物（紙くず、木くず、繊維くず、食品製造業等から出る動物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、陶磁器くず、工作物の除去による不用物など19種類）以外の廃棄物をいう。
- 家庭系ごみ**… 家庭生活から発生するごみ。
- 事業系ごみ**… 事業活動から発生するごみのうち一般廃棄物であるごみ。
- 可燃ごみ** … 紙くず、生ごみなど、排出の際に「燃やせるごみ」として分別するごみ。
- 不燃ごみ** … 金属、ガラス、プラスチックなど、排出の際に「燃やせないごみ」として分別するごみ。
- 資源ごみ** … ごみとして排出されるもののうち、分別すれば資源として再利用することができるもの。
- 生ごみ** … 台所から出る野菜等のくずや魚のあら、残飯類。
- 再生資源** … 不用物のうち、再利用することを意図して収集に出されるもの。
- 許可業者** … 町の許可を受け、業としてごみ処理（収集・運搬・中間処理等を行っている民間業者）。

ごみ処理の現状と課題

第1節 ごみの排出状況

第1項 総排出量

下の図1は過去10年間の人口・世帯数とごみ排出量の推移を示した図です。なお、ここでのごみ排出量は、資源化される廃棄物の重量を除いた可燃・不燃ごみの合計として算出しています。



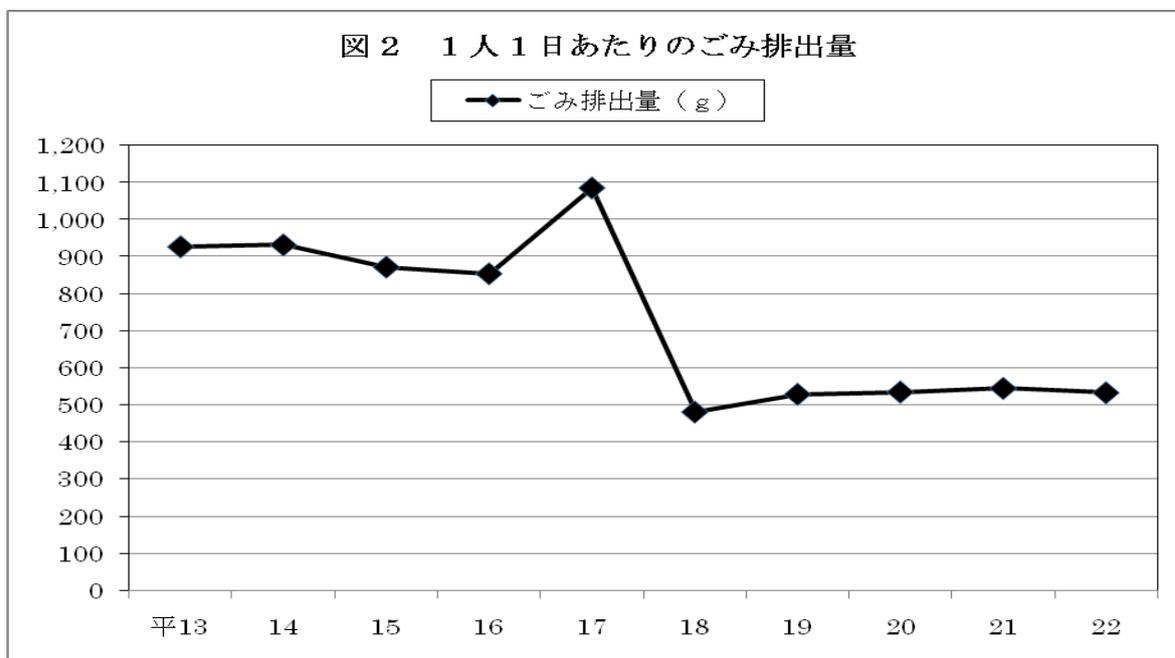
過去10年間では、平成13年度の1,924 tに対して平成22年度には1,010 tと約48%排出量が減少しています。ごみ処理の有料化を見越し、駆込み排出があった平成17年度には2,161 tと増加しましたが、その後は1,000 t程度で推移しています。

一方、人口は平成13年度、5,682人に対して、平成22年度は5,188人であり、約9%減少しています。人口も減少していますが、最近10年間のごみ総排出量はほぼ半減しており、これは、ごみ処理の有料化を契機に分別による減量化と再資源化が図られたことを意味しています。

高度経済成長期に廃棄物は急増しました。人々の欲求が町に商品を増やし、そして人々はそれらを消費し廃棄物に変え、バブル崩壊後もしばらくはその傾向は変わりませんでした。

しかし、過去10年間の1人1日あたりのごみ排出量は、図2を見てもわかるとおり、ごみ処理の有料化や資源ごみの分別収集の成果により、ごみ排出量は減少しました。

平成13年度では、1人1日あたりのごみ排出量は928gなのに対し、平成22年度では533gと約57%となり、排出量が大幅に減少しています。



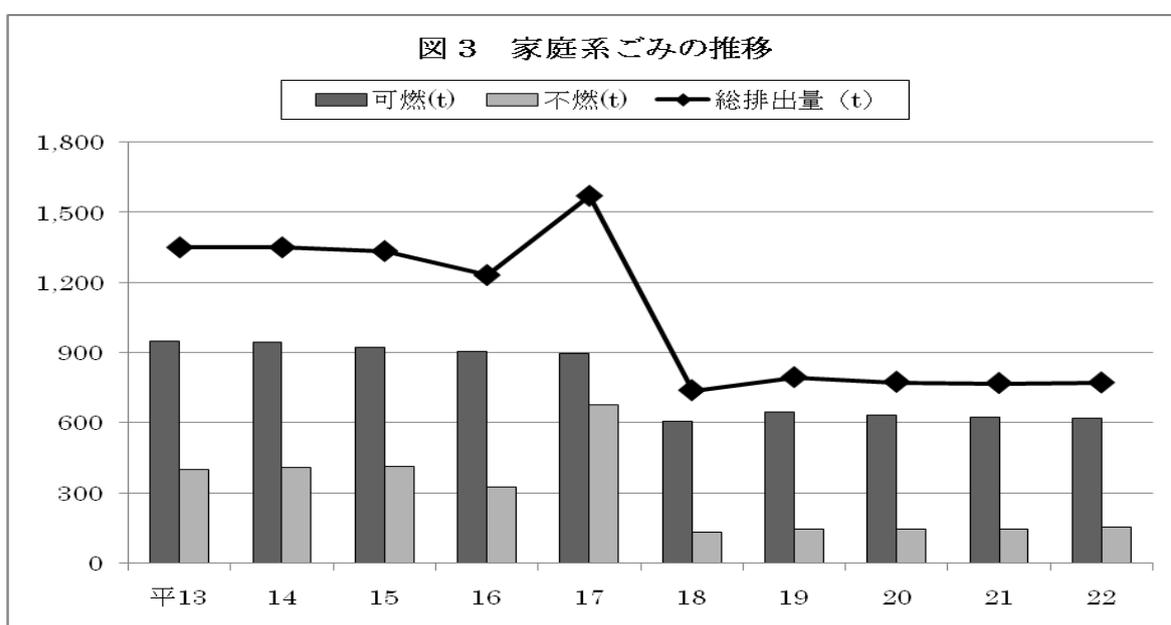
近年の生活様式の変化は、商品の形質も変化をもたらし、その中で廃棄物も変化してきました。特に紙ごみとプラスチック製品のごみの増大をもたらしました。紙ごみは、パソコン等のOA機器の普及とともに急増しました。また、プラスチックは素材としては加工しやすく、製品としては軽い、耐久性があるという特性をもっているため包装資材・日用品・電化製品などあらゆる分野で使われるようになり、プラスチックを複合した素材も多くなってきました。このようにごみは昔に比べると種類が増え、ごみ質が大きく変化しています。

プラスチック製品のごみの増加は、同じ重量でも容積が大きくなるという現象をもたらしました。また、収集運搬においても以前より多くの手間と時間がかかります。それらはすべてごみ収集・処理経費に跳ね返ってくることになります。

第2項 家庭系ごみ

家庭系ごみの排出量は、図3で示すように最近10年間で可燃ごみは950tから620t程度に減少し、不燃ごみは400tから150t程度に大幅に減少しています。また、総排出量は1,300t以上から770t程度に減少しています。

少年会・町内会等の資源集団回収や町の資源回収などによって、家庭系ごみは全体として、減量・資源化運動の成果が上がっていると思われませんが、それ以上に資源として収集できないもの、例えば複合素材の廃容器包装などがあり、排出量全体としては平成18年度以降、横ばいの状況です。住民にごみ減量化と資源化の重要性を理解してもらい、循環型社会の形成が更に必要となっています。



上士幌町では、平成10年5月よりアルミ・スチール缶の収集、平成11年4月より紙パック回収、そして平成12年4月より「容器包装リサイクル法」完全施行に伴い、10品目の資源回収を始めました。

また、平成13年度からは「家電リサイクル法」が施行されることによって今まで粗大ごみとして集められていた特定家庭用機器は、町で収集せず、販売業者へ引き取ってもらい、リサイクルされることになりました。

ごみの減量と資源の再利用の実効性を高めるために、「住民」「事業者」「行政」の3者が互いの責任を確実に果たすことが重要であり、循環型社会を形成することが重要な課題です。

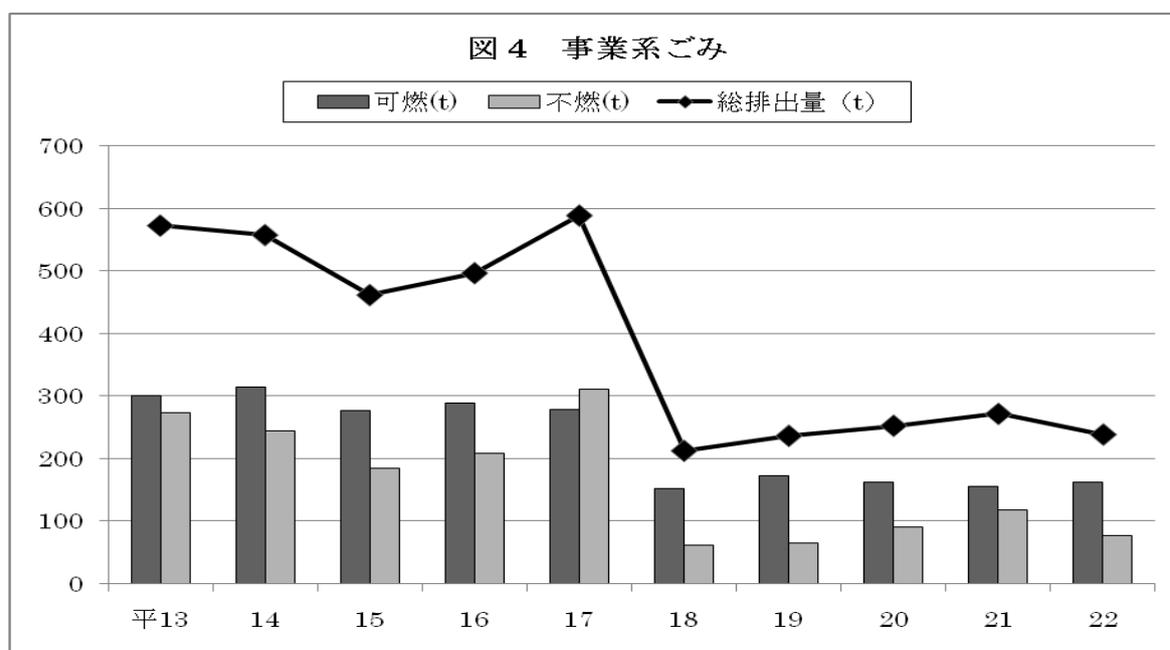
第3項 事業系ごみ

事業系ごみについても、家庭ごみと同様に平成12年度より資源物の回収を始めました。事業系ごみの排出量も500t以上ありましたが、平成17年度のごみ処理有料化により、図4のように、最近10年間で排出量は大幅に減少しました。その後はほとんど変化がなく、237t～273tの間で推移しています。

可燃ごみと不燃ごみの割合では、これまで不燃ごみの割合の方が高い傾向がありました。

事業系ごみの排出量の増減は経済動向に連動し、景気の動きや地域的な要因が複合的に作用し、その発生量と要因を特定することは非常に難しいのですが、年による可燃ごみの変動は小さく、不燃ごみの変動が大きく見られます。

ごみの減量・資源化をより浸透させ、どのようなものが廃棄物となるのかを互いに考えていかなければならないと言えます。



第4項 その他の一般廃棄物

間伐材及び流木、街路樹又は庭木の枝打ちや工作物の新築、改築及び除去を伴わない工事、土砂採取、砂利採取により発生した抜根や木の枝、ボサ等があります。現在、破碎、炭化、堆肥化处理の許可業者により中間処理がされています。

第2節 減量・資源化対策

第1項 家庭系ごみ

町は次の2つのことを基本とし、年々事業内容を充実させながら、ごみ減量・資源化対策を進めていきます。

- 1) 住民意識の啓発
- 2) 住民の主体的行動の誘導・支援

1) の住民意識の啓発に関する事業は次のようなものです。

① 広報活動

「広報かみしほろ」で特集記事の掲載、「ごみ収集カレンダー」による、ごみ収集日の周知、「ごみの分け方・出し方」パンフレットによるごみ分別方法の周知、各種チラシの発行など。

② 啓発活動

学校教育への協力（資料の提供など）、出前講座への参加、住民等へのごみ説明会の開催など。

2) の住民の主体的行動の誘導、支援に関する事業は次のようなものです。

① 減量・資源化の支援

ボランティア団体によるごみ回収の無料化（シール配布）。

② 資源化回収の奨励

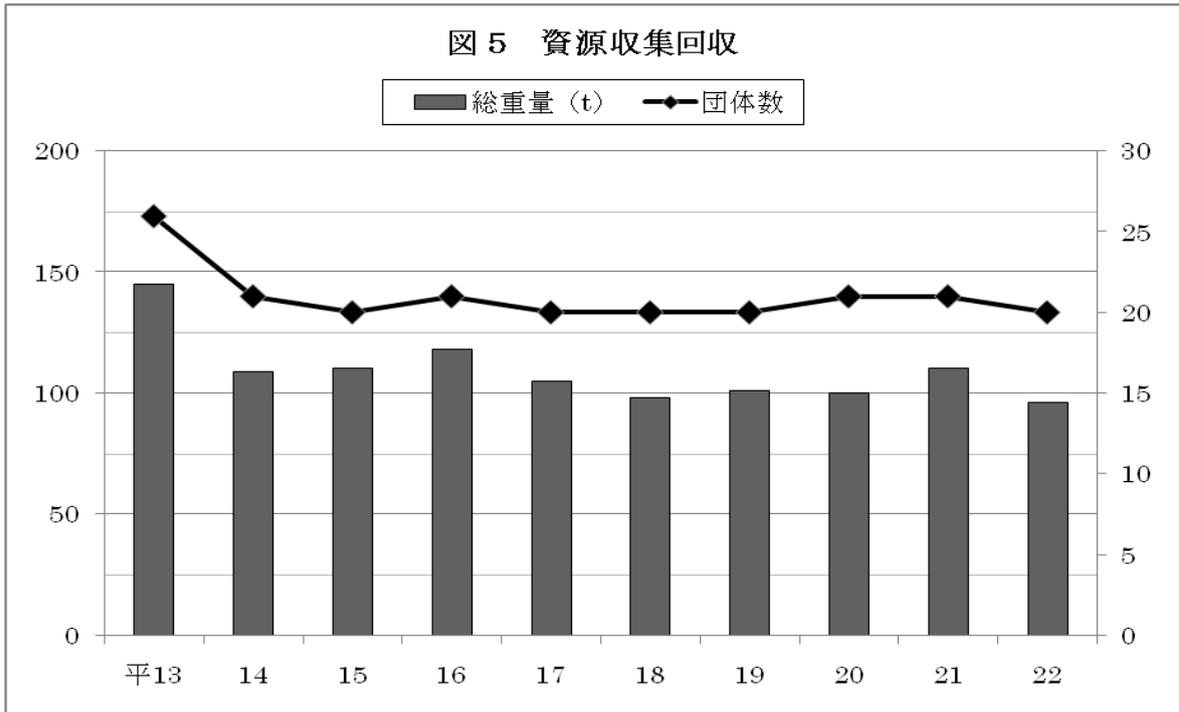
資源回収団体への奨励金の交付。

③ 資源回収活動への支援

資源回収業者に対する協力金の交付。

町でも資源回収を行っていますが、平成8年度より資源集団回収を行なった団体に奨励金を出しております。事業の実績を見ますと、図5のように平成13年度は団体数26、総重量145tに対して、平成21年度には団体数21、総重量110t、平成22年度には団体数20、総重量96tと減少しています。これは、少子高齢化などにより町内会・子供会等の組織の解散や活動停止の団体があり、今後は組織の強化が課題となります。

また、資源リサイクル施策の徹底も併せて啓発していくことも必要です。



第2項 事業系ごみ

事業系ごみの減量化・資源化対策については、町での資源回収が平成10年度より開始されましたので、それに伴い事業系も同様に実施されています。

町としての取り組みは、今後もチラシの作成、配付などにより、事業活動の中でごみの減量と資源化の重要性・必要性を訴えていく必要があります。

事業系ごみの減量・資源化を進めるには、それぞれの事業所が排出する資源ごみの種類や排出量の把握、分別の可能性などについての情報収集が必要であり、それらの情報をもとに組織的かつ効率的な収集システムを構築しなければなりません。

特殊な資源ごみについては、それを再利用する事業所の有無や輸送方法等についても検討する必要があります。さらに、ごみ減量・資源化活動をごくあたりまえのこととして定着させるために、排出事業所と回収組織、再利用業者とを日常的に結び付ける常設の情報収集・提供システムも必要となります。

第3節 収集・運搬

上士幌町では、発生源によってごみを「家庭系」と「事業系」とに大別し、家庭系ごみは有料で町が収集・運搬する。事業系ごみは、排出者責任のもとに自ら処理場に搬入するか、あるいは収集・運搬を許可業者に委託して処理することとしています。

第1項 家庭系ごみ

1) 事業主体

家庭系のごみは、町の事業として委託収集車により収集・運搬しています。

2) 排出方法、収集回数

① 分別

ごみを出す前には、まず処理工程との関連から、次の5種類にごみを分けます。

() 内はそのごみの搬出先です。

- ・可燃ごみ(北十勝2町清掃工場)
- ・不燃ごみ(北十勝2町清掃工場)
- ・大型ごみ(北十勝2町清掃工場)
- ・有害ごみ(北十勝2町清掃工場)
- ・資源ごみ(大山古物商店、中士幌リサイクルセンター、指定法人)

② 容器

平成17年度のごみ処理有料化により、ごみを出すときは、可燃ごみと不燃ごみは町の指定有料ごみ袋(10,20,30,45ℓ)を使用し、大型ごみは有料シールを貼付します。自ら処理場に搬入する場合は、事前にごみ処理券を購入し、計量した重量に応じて支払います。

資源ごみや有害ごみについては、決められた出し方により、資源ごみ・有害ごみをそれぞれ別の透明な袋・かご等を使用し排出します。また、資源ごみの紙類は、細かな物を除き、それぞれ束ねてひもで十文字にしっかり縛って排出します。

③ 排出時間

長い間ごみを放置すると飛散したり、ネコやカラスなどに荒らされて周囲を汚す原因になります。そこで、ごみを出す時間は収集当日、朝8時までとしています。

④ 排出場所

ごみは、ステーション方式をとっているわけではなく、概ね戸別排出としています。集合住宅や個人宅に設置してある「回収ボックス」にごみが入っていても収集はしていますが、資源ごみ収集は時間がかかるなどの理由から、「ごみ一時保管場所」として位置づけており、収集日には、収集路線上に排出してもらうこととしています。

⑤ 収集回数

ごみの種類や地域によって次のような頻度で計画収集をしています。

- ・可燃ごみ 全地区 週1回
- ・不燃ごみ、有害ごみ 全地区 月2回
- ・資源ごみ 市街地区 月2～3回、農村地区 月2回
- ・大型ごみ 全地区 年2回

⑥ 収集日

次の条件のもとに、町内をA～Fの6つに区域割りし、地区ごとに収集曜日を決めています。

- ・ごみの種類ごとの収集間隔がどの地域でも一定であること。
- ・特別の場合を除き、種類が異なるごみの収集日が重ならないこと。
- ・他の業務を含めて業務量がほぼ一定となること。

ごみの収集区域割とその収集曜日の例を示すと、概ね表1のようになります。

年末年始と祝日・振替休日等の収集は、別の曜日に代替日を設けます。

表1 ごみ収集日程

地区	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	大型ごみ
A (市街地 西) 地区	毎週 火	第2・4 水	第1・3・5 水	5月・10月
B (市街地 中央) 地区	毎週 月	第2・4 金	第1・3・5 金	5月・10月
C (市街地 東) 地区	毎週 水	第1・3 金	第1・3・5 月	5月・10月
D (清水谷、ぬかびら、幌加、三股、萩ヶ岡西) 地区	毎週 月	第2・4 火	第1・3・5 火	5月・10月
E (北居辺、東居辺、北門、萩ヶ岡東) 地区	毎週 木	第1・3 火	第2・4 木	5月・10月
F (上音更、豊岡、勢多、字上土幌) 地区	毎週 木	第1・3 水	第2・4 金	5月・10月

⑦ 収集時間

現場での作業は 午前8時より始まります。作業順路については、毎回同様としていますが、どの場所を何時に収集するという「定時収集」は行なっていません。

3) 問題点と課題

次に収集に関する問題点及び課題について整理します。

① 業務効率の向上

社会環境の変化に伴う住民要望の多様化や収集・処理業務量の増加に対して、無原則に体制を拡大して対応するのではなく、住民の協力のもとに合理的な収集体制を組み、効率化に努めることも必要なことです。

② 公平化

収集経路や収集時間など地域ごとの実体を把握し、公平化を図ることが課題です。

③ 分別の徹底

可燃・不燃ごみだけでなく、資源ごみの収集も行っていますが、まだ資源物がごみとして排出されています。ごみの適正処理、減量・資源化を進めるには、さらに分別を徹底していかなければなりません。また、平成13年4月からの「家電リサイクル法」による特定家庭用機器のリサイクルについても住民の理解が欠かせません。

④ 容器

可燃ごみと不燃ごみは、町の指定有料袋を使わなければなりません。また、無駄とならないように適切な大きさの袋で搬出する必要があります。

さらに、生ごみはすべて堆肥化したり、袋にごみがいっぱいにならないうちに排出しないように呼びかけることも必要です。

⑤ 排出時間

収集日以外にごみを出したり、当日、朝8時までというきまりを守らない例があります。ネコやカラスなどに袋を破られ、ごみが散乱し地域を汚す原因になります。排出マナーの徹底に努めなければなりません。

⑥ 排出場所

排出場所は車や通行人の邪魔にならないように配慮しなければなりません。ごみの飛散防止のために作られたステーションは、収集日以外でも利用できる便利さが災いして、常時ごみが入っていたり、他人にごみを投入されたりという事態を招きますし、収集しにくい構造のものも少なくありません。ステーションの存在は、ルーズな排出を容認することにつながる恐れもあり、作業効率を低下させる一因にもなっています。

⑦ 収集回数

今後の廃棄物処理の動向と住民の要望等に配慮し、十分に検討していく必要があります。

⑧ 収集時間

飛散やネコ・カラスなどによる被害を防止するために収集時間に合わせてごみを出したいという要望があります。ごみを1日中置いてあるというのは町の景観上も良いとはいえません。快適な生活環境を実現するためになるべく早い時間に収集が終わるような体制をつくる必要があります。

⑨ 車両

車両の必要台数は、ごみの排出量や排出の仕方及び収集サービスの程度により決まります。ごみ質の変化や減量・資源化計画と整合させ、整備する必要があります。

⑩ 有害ごみ、危険ごみ、処理困難物

ガスボンベ・バッテリー等の危険なごみや廃タイヤ等の処理困難なごみは、製造（販売）者責任のもとに販売店での引き取りを要請しています。しかし、処分先の確保、適正処理の指導徹底などは、行政責任として今後も継続して行なっていかなければなりません。

第2項 事業系ごみ

事業系ごみは原則として、自ら処理場に搬入するか、あるいは収集運搬許可業者に委ねて処理することとしています。

1) 自己搬入ごみ

① 分別

自己搬入ごみは、北十勝2町清掃工場への搬入時指導の効果が徐々にあらわれているものの、今だに分別が不十分なまま搬入されることもあります。分別されていないごみそのまま投入されれば、工場や埋立地の管理に重大な影響がでてきます。

また資源ごみ

においても、家庭系ごみと同様の出し方をするよう指導をしていかなければなりません。

② 搬入マナー

自己搬入車両は、そのほとんどが無蓋でごみに覆いをしないで運ぶため、走行中に一部を道路に落としてしまう可能性があります。運搬マナーを向上させる具体的な対策が求められています。

2) 許可業者収集ごみ

① 許可業者の体制強化

ごみの減量と資源化を推進するうえで、許可業者の体制の強化が必要といえます。

② 許可業者の将来

許可業者の将来を展望しますと、次のような経営環境の変化が予測されます。

1. 分別の細分化

環境の変化に伴い、ごみの減量・資源化の強化策として、細かい分別収集の実施を求められることとなります。

2. 労働力不足の深刻化

労働時間の短縮は時代の趨勢です。加えて若年労働者が慢性的に不足しており、他の産業と比べて決して労働条件や労働環境が良いとは言えないこの業界が現状を是認していれば、長期的にみても質の良い労働力を確保していくことはますます困難になります。

これらのことはすべて許可業者にとって今後経営上の負担が次第に重くなることを示唆しています。許可業者が一定の業務水準、きめこまかいサービスを維持し、将来も企業として健全に経営を継続していくために、より合理的な業務体制を確立し、経営基盤を強化する必要があります。

第4節 処理経費

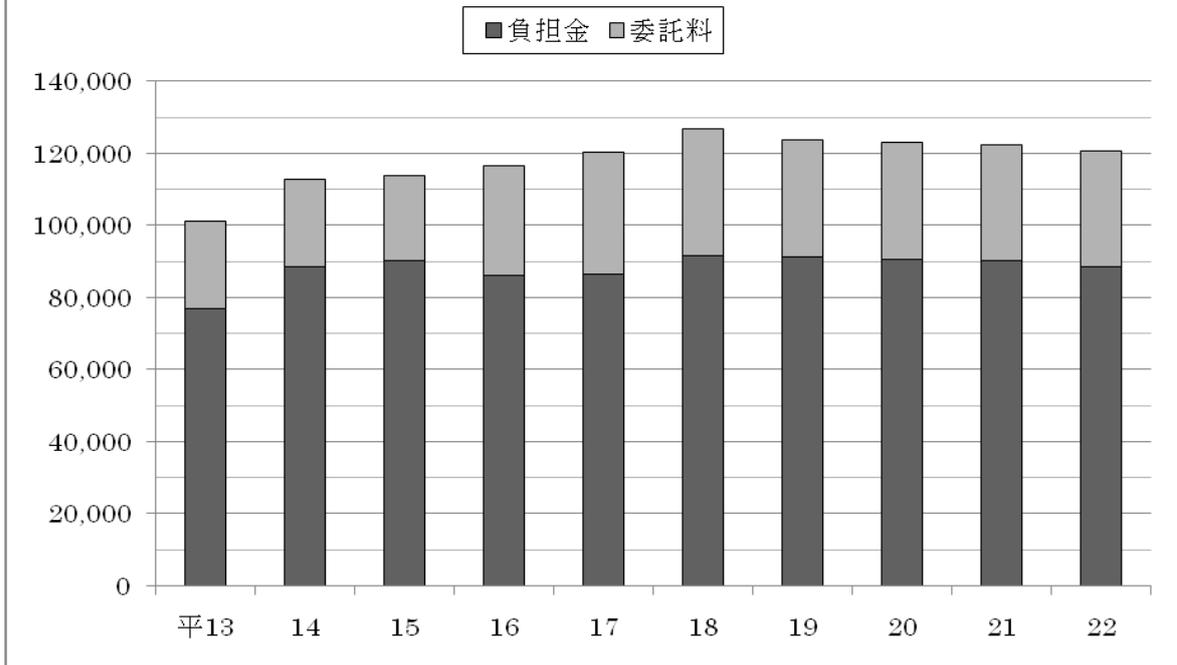
多種多様化した、ごみの容積の増大や質の変化は、処理に係る業務量の増加とともに処理経費についても大きな負担をもたらしております。

町が負担する経費は、収集運搬や資源物中間処理にかかる業務委託料と、最終処分に係る事務組合に対する負担金があります。

平成13年度の処理経費は、図6のとおり101,097千円であり、平成22年度には120,646千円と増加しています。

限られた収入で多様な住民要望に応えていかなければならない地方自治体にとって、このような経費の膨張は、大きな財政負担を強いられています。

図6 ごみ処理経費の推移（単位：千円）



第5節 組織

上士幌町の廃棄物関係業務と減量・資源化対策の事務を担当する正職員は1名です。ただし、交通安全や防犯、消費者問題、畜犬関係や墓地・火葬場等の生活環境に関する業務にも時間を要しています。今日のごみ処理業務またそれを含めた環境保全業務が益々重要性を増していることを考えると組織・体制の整備をして、企画立案機能や調査研究のできる執行管理体制を整える必要があります。ごみ減量・資源化対策や環境保全対策には専門的な知識が必要となり、長期的な視野に立って人材を育成していかなければなりません。

第2章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ排出量等

第1項 ごみ排出量

上士幌町の昭和60年からのごみ排出量の推移を見ると、人口の減少に反して、1人1日あたりのごみ排出量は平成11年度までは増加しており、それに伴い、ごみ総排出量も増加してきました。これは、住民の生活様式の変化やごみを発生させる商品の流通が一段と進行していたことを示していると思われます。

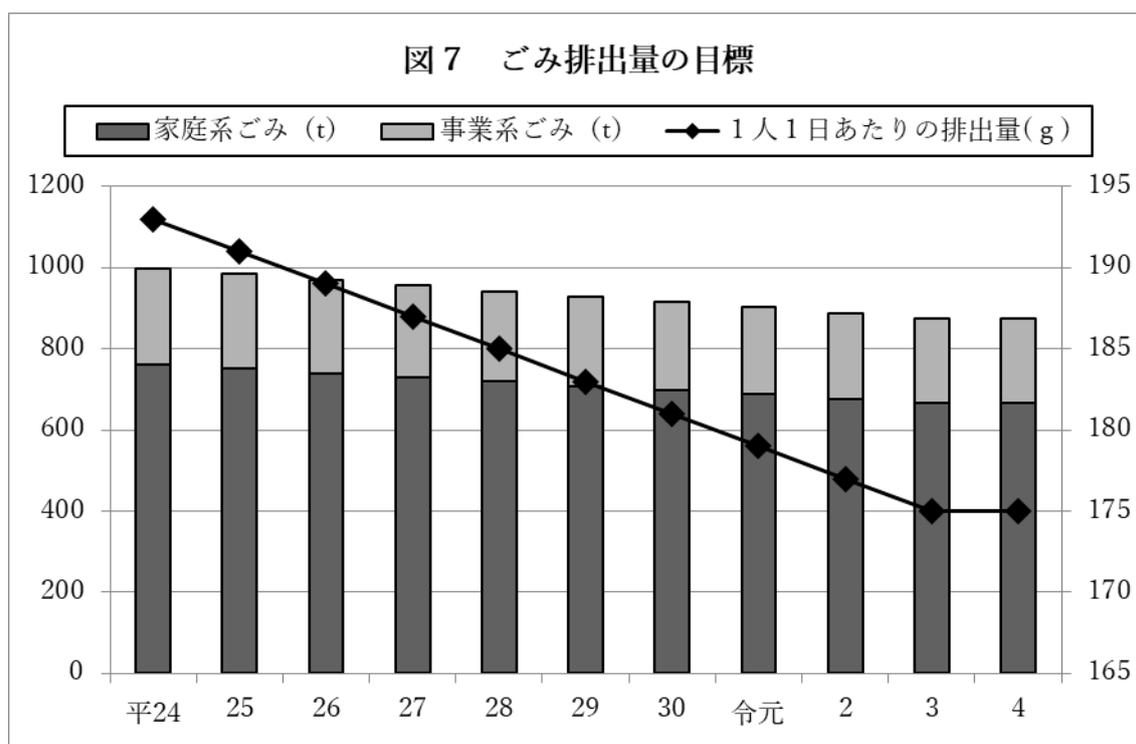
しかし、その後はごみの分別・資源物の回収により排出量は減少し、有料化が開始した平成17年度の駆込みによる一時的増加を除けば、大幅な減少となりました。

本計画では、令和4年までのごみ排出量を「第5期上士幌町総合計画」による推計人口を使用し、過去のデータを踏まえて推計しました。また、ごみ排出量は、過去の実績値から減量化を一層進めた目標値となるよう推計しています。

推計結果は、下の図7のとおりです。なお、算出にあたっては、次の2つの予測をもとにしています。

1. 人口の推移とごみ総排出量の減少
2. 人口の推移と1人あたり年間排出量の減少

人口について、平成22年度は5,188人ですが、「第5期上士幌町総合計画」で目標年次の令和3年度は5,000人としており、本計画でもこれと整合性を図るため5,000人とします。



第2項 減量目標

1) 全体目標

ごみ総排出量について、平成22年度は1,010tであり、1人あたりの排出量は年間195kg、1日533gでした。

ごみを出さないための意識啓発を行い、ごみの分別の徹底と再資源化により、1人あたりの排出量を、令和4年度までに10%削減し、年間195kgから175kgに削減する目標値を設定します。これにより、令和4年度の総排出量は875tとなり、平成22年度の1,010tから13%減量する目標としています。

2) 家庭系ごみの減量目標

① 家庭用生ごみの減量

生ごみの堆肥化は生産物を土に戻すという観点から、本当の意味での減量化となります。また、環境への負荷もかかりません。

まず最初に、生ごみを出さないことを周知します。これは必要以上に食物を買わないことや、食べ残しをしないということです。

また、調理残さが出た場合は、堆肥化することによって、家庭系可燃ごみの排出量を減量することとします。

② 資源集団回収による資源化

町内すべての行政区または学校で集団回収が実施されることを目標とします。

③ 町での資源化

減量化はもちろんのこと、ごみの分別を徹底し、資源化できるものはできるだけ、資源化する必要があります。集団回収と同様に資源を大切にするという意味での資源化の徹底を目標とします。また、家庭で不要となった小型電子機器なども町で回収箱を設置して、無償で回収することとしています。

3) 事業系ごみの減量目標

事業系ごみを抑制するために、今後、事業所への働きかけを強め、減量化と資源化を強力に進める必要があります。あくまでも、家庭系ごみと同様に、減量しきれない物を資源化します。また、飲食店、旅館等調理残さの出るところでは特に生ごみ処理が必要となります。

第2節 減量・資源化事業の推進

第1項 基本姿勢

環境負荷を減らすために廃棄物対策の面から見ると、まず、住民一人ひとりが日々の生活の中で次のことを実践する必要があります。

- ・ごみになるものを作らない
- ・ごみになるものを持ち込まない
- ・ごみとなるものを出さない
- ・ごみとして捨てない

以上4つのことを常に心がけ実践することが大事です。そこで、この計画の策定にあっては次のことを基本として施策を組み立てることとします。

- ① 住民一人ひとりの消費のあり方を見直し、本当のごみ減量化を意識させる。
- ② 環境への配慮を考え、循環型社会システムの実現を住民の意識として定着させる。
- ③ 誰もが気軽に実践できるリサイクルシステムを確立する。

第2項 広報・教育活動

従来から行なっている広報・教育活動を継続するとともに内容をさらに充実させ、各年齢層に積極的に働きかけます。

① 情報収集

国、他の地方公共団体、研究機関、住民団体、業界などと結ぶ情報ネットワークをつくり、循環型社会システム等に関する情報を広く求めます。

② 意識啓発・情報提供

広報「かみしほろ」やチラシ、パンフレット等の媒体を使い、住民や業界に環境やごみの実態を知らせ、循環型社会の重要性を訴えるとともに様々な情報を提供します。

消費生活の中で活用できるごみの減量化のための4R運動（リフューズ：いらぬものは断る、リデュース：減らす、リユース：再利用する、リサイクル：再資源化する）を推進していきます。

③ 教育活動

学校教育や社会教育のなかで生活教育の一つとしてごみ問題を重点的に取り上げることを要請するとともに、教材の提供、講師の派遣などを行ない、教育現場との連携を深めます。また、生涯学習の一環として幅広い年齢層にも呼びかけていきます。

④ 行動要請

「生ごみの堆肥化」や「資源ごみ分別排出」、「資源集団回収の実践」の徹底を呼びかけるとともに、消費に対する見直しを図ります。

第3項 減量・資源化活動の誘導・支援

ここでは、従来の事業を見直し、社会の実態と情勢の変化に対応した内容への転換を図ります。

① ごみ減量化の奨励・普及

買い物の際、マイバックを持参するとともに袋や過剰な包装は断る。また、必要以上に買わないことで、ごみになるものを持ち込まないことを奨励・普及していきます。

② 資源回収の奨励

地域から自らの意志で資源回収することによって、はじめてリサイクルに対する意識が醸成されます。

資源回収の主体は、あくまでも住民であることを再確認し、回収業者と調整を図り、積極的な取り組みができるように条件を整備します。

1. 奨励金の交付

紙類を中心とした再生原料の市場価格が低落し、資源ごみの売却収入が減少しています。このような状況は当分続くと思われ、回収意識の低下を招く結果となっています。

「資源ごみの分別収集」を町が実施するのとは別に、住民の自発的なごみ減量とリサイクルの意識向上のため、資源回収活動を支援する必要があります。

2. 協力金の支給

市場価格の低迷によって、資源回収業者が回収に出ることが困難という状態を解消し、安定した協力を得られるよう、支給を継続していかなければなりません。

③ 不用品交換の奨励

耐久消費財などには少し手を掛ければ使える状態のものがごみとして処分されることが多々見受けられます。物の寿命を延ばし、長く使うことによりごみの量は減ります。同時にそのような習慣を身につけることが物を大切にすることを育て、資源の有効利用につながります。フリーマーケットやガレージセール、リサイクル市などの開催を奨励、支援していきます。

第4項 資源化事業の実施

1) 事業展開の方向

ごみの減量・資源化はあくまでも住民が主体的に行動してもらうことが本町の基本姿勢となります。

ごみの資源化は現在まで様々な施策と住民の自主的活動により一定の効果をあげてきてはいますが、前述の資源ごみを含めた1人1日あたりの排出量は、近年横ばい状態となっています。

資源化だけでは、根本的な廃棄物問題の解決にはならず、大量生産・大量消費そして大量廃棄のこれまでの生活様式の変革がどうしても必要となります。そのための意識改革と使い終わったものを可能な限りごみにしない仕組みをつくる必要があります。そのため、減量化意識を定着させる施策を実施しなければなりません。また、減量できないものについては、資源物として徹底的に分別し、再資源化する必要があります。

2) 事業内容

① 減量化対策

ごみの減量化のためには、住民の消費意識を変えていく必要があると言えます。「いらないもの」はもらってこない、買ってこない、過剰な包装は拒否するなど、ごみを出さない生活を心がけるように施策をねらなければなりません。

② 資源化対策

燃やせるごみ、燃やせないごみの中には、まだ資源化できるものも含まれています。そのような事態を防ぐために、さらに資源化に対する意識を変えていかなければなりません。

③ 定期収集体制の整備

上記の①、②の対策を住民があたりまえのごとく実施できるようにしなければなりません。減量化しきれないごみは、資源ごみに出し、リサイクルするようにしなければならず、次のことを時代と環境を照らし合わせながら検討します。

1. 分別排出

平成12年度から町での資源ごみ収集を始めました。今後、さらに品目の追加が必要となる可能性があります。

資源ごみの収集頻度は現在のところ月2～3回となっていますが、前述のとおり、状況等の変化に応じて収集品目などを変更します。

2. 効果的な収集

一度に排出されるごみの量が少なければ、手間や時間が少なく済みます。また、ごみとして出す場合も分別されていれば、収集効率も上がります。そのため、十分な効果を挙げるために、減量・資源化や排出方法について啓発活動に努め、事業の効率的な運用を実施します。

3. 業界との調整

ごみの種類が多様化・複雑化してる中でよりよい収集ができるよう業界と話し合いの場を持ち調整を図ります。

第5項 協議機関、その他

1) 常設協議機関設置の検討

ごみ問題や資源リサイクルについて幅広い階層の意見を求め政策立案や事業展開に反映させるとともに住民、事業者、行政の連携を深めるため、常設の協議機関の設置を検討します。

2) 他の自治体等との協力

ごみ問題を解決し、ごみ減量化・資源化率を高めるには生産や流通の仕組みを根本から変えていかなければなりません。使い終わったときにごみになるようなものを作らなければごみを発生させないこととなります。これには産業界への働きかけが必要となります。周辺自治体、北海道などと協力し効果的、効率的な事業展開を図ります。また、全国自治体と共同して、国に対して生産や流通、販売事業への制限の強化などを求めます。

第3節 ごみ処理体制の整備拡充

問題点・課題を解決し、ふさわしいごみ処理体制を確立するために作業環境を整備し、住民サービスの向上に努めます。

第1項 家庭系ごみ

効率的な収集体制を整えることを当面の大きな課題とし、現行制度、体制の充実強化を図ります。長期的には多様化するごみの組成に応じたきめ細かい分別収集を行うなど、資源ごみの有効利用に結びつく収集体制を整えます。

1) 排出ルール

ごみを適正に処理するために分別、排出場所・時間などルールの周知を徹底します。

2) 分別の細分化

ごみを適正に回収・処理するため、必要に応じて排出に際しての分別を細分化します。

3) 排出容器（袋）の改善

排出容器（袋）の材質を焼却しても差し支えない、埋め立てても土に戻るような袋の使用を推進します。

4) サービスの充実

住民要望に的確に応えられるよう、収集体制を整備し、収集・サービスの向上を図ります。

第2項 事業系ごみ

事業系ごみは、従来の処理体制を継続し、許可業者による収集体制の整備、強化を中心課題として取り組みます。

1) 排出者への指導強化

ごみを適正に処理するには、何と云ってもまず排出時点できっちり分別されていなければなりません。排出者への指導を強化し、分別の徹底について一層の理解と協力を求めます。

2) 許可業者への指導強化

適正処理の万全を期すため、許可業者への指導を強化します。公共サービスの一翼を担っているという観点から、廃棄物処理に関する情報提供、定期的な従業員教育なども進めます。

第3項 国の法整備に伴う対応

1) 家電リサイクル法

平成13年4月から家電リサイクル法が施行されました。それに伴い今まで粗大ごみとして収集していた特定家電機器は、町として収集しないこととし、義務外品も含めすべて販売業者に引き取ってもらいます。回収されたものは、収集運搬ルートにのって、指定引取場所で一時保管されることになります。

町としては、家電リサイクル法の住民周知、販売店との協議などを行ない、法の円滑な運用ができるように体制を整備します。

また、法の改正により対象となる品目の追加されることが予測されますので迅速な周知を行なってまいります。

2) 野焼きの禁止

廃棄物処理法に基づき、野焼きの防止に努めます。違法な焼却炉の使用や野焼きは環境に負荷を与えるだけでなく、住民の健康にも被害をもたらします。

住民周知の徹底を図り、理解を深めていきます。

3) その他の法整備

時代の変化により、環境や廃棄物に関する法整備が急速に進められており、その十分な理解と周知は円滑な廃棄物行政を進める上で極めて重要な課題です。

第4項 抜根等の廃棄物処理

現在、町が許可した中間処理業者によって、破碎、炭化、堆肥化などの処理をしています。今後も適正処理のため、発生量、処理量の把握等許可業者との連携に努めます。

第5項 処理困難物、特別管理廃棄物

廃タイヤなどの適正処理困難物、バッテリー、感染性廃棄物などの特別管理廃棄物を適正に処理するため、産業廃棄物処理業者との連携に努めます。

第6項 処理経費の負担

現在の収集運搬費用は家庭系及び事業系ともに有料で行なっています。

上士幌町では、原則として事業系ごみは事業者責任において自己搬入か許可業者に委託して処理することとなっています。しかし、現在の事業者ごみの判断基準は不明確であり、例えば、事業所と住宅が同一建物内にある、いわゆる「店舗併用住宅」から出る事業系ごみは、大部分が同じ建物内から出る家庭ごみと一緒に出されています。

建物の構造や生活態様からいって、店舗併用住宅では、家庭系のごみと事業系のごみを明確に分けることが困難です。しかし、そこに家庭のごみが出る以上は何らかの方法でその家庭ごみの収集を保証しなければ、他の一般世帯との均衡が失われます。

町では、今後家庭系ごみ及び事業系ごみの区分を明確にし、各自が各自の責任において処理できるよう検討・整備しなければなりません。

第4節 産業廃棄物の処理と町の役割

産業廃棄物の処理に関する事務は、都道府県の権限に属し、町は直接のかかわりを持ってはいませんが、それらの適正な処理について北海道や周辺自治体との密接な情報交換を行ない、住民の生活環境を守っていかなければなりません。

第5節 組織の強化

この計画を推進し、計画の目標である「循環型社会の形成」のため、以下の点について事業の実施を円滑にするため、事業の実施度合いにより、組織の強化と専門会議等の設置を検討していきます。

- ① 環境保全活動の企画・推進
- ② ごみの減量化
- ③ ごみの資源化
- ④ 清掃指導等
- ⑤ 収集業務の企画

おわりに

「循環型社会」とは、①製品等が廃棄物等になることが抑制されること、②循環資源の適切な利用、を前提として、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいいます。

これは、ごみの減量化を行ない、減量しきれないものは資源化するということを意味しています。そのため、現代の生産と消費のパターンを見直さなければなりません。上土幌町の自然と資源を後世に引き継ぐために今できることから実施することが大切なことです。

この計画書は、地球環境を念頭におき、「ごみの減量化・資源化推進」を実施するために策定いたしました。住民一人ひとりと各事業所が関心を持ち、行動できるよう、行政の責任において今後もすべての住民の方々と協力し、取り組んでいかなければなりません。

この計画書は、現在のごみ排出の実態により策定したものです。今後、諸般の事情により、事業の形態や進捗状況に変動があった場合は随時この計画書を見直し、その状況にあった施策の展開を図ります。